鳥獣被害対策タスクフォース設置要領

第１　趣旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年 12 月 21 日法律第 134 号）制定以降、市町村が定める被害防止計画に基づき、被害防止施策が講じられてきたところであるが、野生鳥獣による農作物被害は依然として高水準で推移している。特に、上位10%の市町村における被害額が全体の過半を占める状況（令和６年度）となっている等、被害の著しい市町村への支援が急務となっている。

このような状況の下、食料・農業・農村基本計画（令和７年４月）において、被害が大きく増加している市町村や大きな被害が継続して発生している市町村等に対しては、関係省庁や都道府県と連携して、地域の課題に応じて、先進事例の共有や専門家の派遣等の伴走支援を行うこととしている。

このため、鳥獣被害の著しい市町村等のうち、対策の高度化に意欲ある市町村を対象に、都道府県及び市町村等の関係者が連携して重点的な対策を講じることを目的に、都道府県は、「鳥獣被害対策タスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）を設置し、農林水産省の参画を得ながら、被害縮減に向けた重点的な対策を企画立案・実施することができるものとする。

第２　タスクフォースの設置

（１）タスクフォースは、都道府県が設置する。

（２）タスクフォースの構成員は、以下の機関を中心に都道府県が選定する。

① 都道府県
② 重点支援対象市町村
③ 都道府県農林漁業研究機関
④ 都道府県農林漁業団体
⑤ 都道府県狩猟団体
⑥ 農林水産省

第３　運営等

（１）都道府県は、鳥獣被害の著しい市町村のうち、対策の高度化に意欲ある市町村（重点支援対象市町村）を選定する。重点支援対象市町村の選定にあたっては、対策の高度化の取組について、以下の点を必須とする。

① 市町村長のコミットメントが明確なこと

② 地域の関係者（農林漁業団体、狩猟団体等）の参画が確実なこと

（２）重点支援対象市町村は、３年程度の「鳥獣被害対策強化プログラム」（以下「プログラム」という。）を策定し、都道府県において内容を審査のうえ認定する。当該認定にあたっては、都道府県は事前に農林水産省と協議する。

（３）プログラムの実施にあたって、タスクフォースは技術的助言を行うとともに、都道府県及び農林水産省は必要に応じて伴走支援を実施する。

（４）プログラムの実施に必要な経費について、都道府県及び重点支援対象市町村は、特別交付税措置等も活用しながら、財源の確保に努めるものとする。

（５）農林水産省及び都道府県はプログラムの実施に必要な経費について、鳥獣被害防止総合対策交付金を優先配分する。

（６）タスクフォースの取組内容については、都道府県ホームページ等において公表するとともに、他市町村への横展開を図る。